

承認第1号

専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成29年4月14日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第 5 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成29年 3 月31日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市税条例の一部を改正する条例

つくば市税条例（昭和62年つくば市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第18条第4項中「第27条第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第28条第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第27条第1項の規定による申告書
- (2) 第28条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第18条第6項中「第27条第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第28条第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第27条第1項の規定による申告書

(2) 第28条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第24条の2第1項中「第18条第4項の申告書」を「第18条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第5項第1号において同じ」を加え、「によって」を「により」に改め、同条第5項中「については」の次に「，前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によって」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によって」を「により」に改める。

第45条第1項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「（当該修正申告書）を」（当該増額更正）に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提

出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「，前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に改め，同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に，「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し，又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては，当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）まで」に改める。

第67条第8項中「，第349条の4又は第349条の5」を「及び第349条の3の4から第349条の5まで」に改める。

第70条の見出し及び同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め，同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第71条の見出し及び同条第1項中「あん分の」を「按分の」に改め，同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め，同条第2項中「あん分の」を「按分の」に，「以後3年」を「から起算して3年」に改め，「各年度」の次に「とし，法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第83条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において，避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第83条の2において同じ。）には，当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え，同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め，同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第83条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め，「各年度」の次に「とし，被災市街地復興推進地域が定められた場合には，当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え，同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に

改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の１月１日から起算して４年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第９条中「，第15条の２又は第15条の３」を「から第15条の３の２まで」に，「若しくは」を「，「若しくは」に，「，第15条の２若しくは第15条の３」を「から第15条の３の２まで」に改める。

附則第９条の２第５項中「附則第15条第33項第１号イ」を「附則第15条第32項第１号イ」に改め，同条第６項中「附則第15条第33項第１号ロ」を「附則第15条第32項第１号ロ」に改め，同条第７項中「附則第15条第33項第２号イ」を「附則第15条第32項第２号イ」に改め，同条第８項中「附則第15条第33項第２号ロ」を「附則第15条第32項第２号ロ」に改め，同条第９項中「附則第15条第33項第２号ハ」を「附則第15条第32項第２号ハ」に改め，同条第10項を削り，同条第11項中「附則第15条39項」を「附則第15条第37項」に改め，同項を同条第10項とし，同条第12項を削り，同条第13項を同条第11項とする。

附則第９条の３第９項を同条第11項とし，同条第８項の次に次の２項を加える。

９ 法附則第15条の９の２第１項に規定する特定耐震基準適合住宅について，同項の規定の適用を受けようとする者は，当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に，次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所，氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては，住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在，家屋番号，種類，構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 耐震改修が完了した年月日

(5) 耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には，

3月以内に提出することができなかった理由

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第20条第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「(次に掲げる場合を除く。)」を加え、「第18条第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第18条第4項ただし書の規定の適用がある場合
- (2) 第18条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第27条の2第4項中「第27条第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（」に、「ものに限り、その時まで提出された第28条第1項に規定する確定申告書を含む」

を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第27条第1項の規定による申告書

(2) 第28条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第27条の3第4項中「第27条第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（）」に、「もの及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第27条第1項の規定による申告書

(2) 第28条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第27条の3第6項中「第27条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む。）」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

附則第28条の2を削る。

附則第32条中「，第28項，第32項，第36項，第37項，第42項」を「，第27項，第31項，第35項，第39項，第42項，第44項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は，平成29年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き，この条例による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は，平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し，平成28年度分までの個人の市民税については，なお従前の例による。

2 新条例第44条第3項及び第5項並びに第45条第2項及び第4項の規定は，平成29年1月1日以後に新条例第44条第3項又は第45条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き，新条例の規定中固定資産税に関する部分は，平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し，平成28年度分までの固定資産税については，なお従前の例による。

2 新条例第67条第8項及び附則第9条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。第3項及び次条第2項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。）第349条の3の4に係る部分に限る。）の規定は，平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等（第4項において「震災等」という。）に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第71条第2項及び第83条の2の規定は，平成28年4月1日以後に新たに発生した震災等により滅失し，又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地

に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された地方税法及び旧法附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

つくば市税条例（昭和62年つくば市条例第26号）新旧対照表

改正後	改正前
第1条－第17条（略） （所得割の課税標準） 第18条（略） 2・3（略） 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>特定配当等申告書（</u>市民税の納税通知書が送達される時までに提出された<u>次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ</u>。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（<u>特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。</u>）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。<u>ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u> (1) <u>第27条第1項の規定による申告書</u> (2) <u>第28条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u> 5（略） 6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>特定株式等譲渡所得金額申告書（</u>市民税の納税通知書が送達される時までに提出された<u>次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ</u>。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（<u>特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。</u>）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。<u>ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申</u>	第1条－第17条（略） （所得割の課税標準） 第18条（略） 2・3（略） 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>第27条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む。）</u>に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（<u>これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。</u>）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。 5（略） 6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>第27条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む。）</u>に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（<u>これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。</u>）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第27条第1項の規定による申告書

(2) 第28条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第19条—第24条（略）

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第24条の2 所得割の納税義務者が、第18条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第21条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3（略）

第25条—第43条（略）

（法人の市民税の申告納付）

第44条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出がなかったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には____、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には____、当該税

第19条—第24条（略）

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第24条の2 所得割の納税義務者が、第18条第4項の申告書

に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について法第2章第1節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第21条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3（略）

第25条—第43条（略）

（法人の市民税の申告納付）

第44条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定によって提出がなかったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合においては、当該税

金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第5項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

4 (略)

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) · (2) (略)

6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第47条第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第9項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第9項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第7条の規定を適用することができる。

7 法人税法第81条の22第1項の規定により 法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。次条第3項及び第47条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。次条第3項及び第47条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第47条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第47条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第47条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第7条の規定を適用することができる。

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）

第45条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には _____，当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により 納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 （略）

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されてお

7 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。次条第3項及び第47条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。次条第3項及び第47条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第47条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第47条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第47条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第7条の規定を適用することができる。

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）

第45条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合においては _____，当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする _____。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 （略）

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出 _____があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項 _____，第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されてお

り、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があった_____ときに限る。）は、当該増額更正_____により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) (略)

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該増額更正_____の通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間

第46条—第66条 (略)

(固定資産税の課税標準)

第67条 (略)

2—7 (略)

8 法第349条の3 及び第349条の3の4から第349条の5までの規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、法第349条の3 及び第349条の3の4から第349条の5までに定める額とする。

9・10 (略)

第68条—第70条 (略)

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の按分の申出)

第71条 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税の按分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行

り、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については_____、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る_____市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) (略)

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日まで

_____の期間

第46条—第66条 (略)

(固定資産税の課税標準)

第67条 (略)

2—7 (略)

8 法第349条の3、第349条の4又は第349条の5_____の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、法第349条の3、第349条の4又は第349条の5_____に定める額とする。

9・10 (略)

第68条—第70条 (略)

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のあん分の申出)

第71条 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税のあん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行

わなければならない。

(1)－(4) (略)

(5) 法第352条の2第1項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（以下第3号及び第83条の2において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第83条の2において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第83条の2において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第83条の2において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第83条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第83条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。）の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)－(5) (略)

(6) 法第352条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「同項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等

わなければならない。

(1)－(4) (略)

(5) 法第352条の2第1項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額のあん分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（以下第3号及び第83条の2において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第83条の2において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第83条の2において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第83条の2において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度

_____）の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)－(5) (略)

(6) 法第352条の2第3項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額のあん分の申出については、前項中「同項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等

に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。

4 (略)

第72条—第83条 (略)

(被災住宅用地の申告)

第83条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる次項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)－(6) (略)

2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。)の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

第84条—第145条 (略)

附 則

第1条—第8条 (略)

(読替規定)

第9条 法附則第15条から第15条の3の2まで の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第67条第8項中「又は第349条の5」とあるのは、「若しくは第349条の5又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。

4 (略)

第72条—第83条 (略)

(被災住宅用地の申告)

第83条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年 を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度

)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる次項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)－(6) (略)

2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年 を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分

)の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

第84条—第145条 (略)

附 則

第1条—第8条 (略)

(読替規定)

第9条 法附則第15条、第15条の2又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第67条第8項中「又は第349条の5」とあるのは「若しくは第349条の5又は法附則第15条、第15条の2若しくは第15条の3」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第9条の2 (略) 2-4 (略) 5 <u>法附則第15条第32項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 6 <u>法附則第15条第32項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 7 <u>法附則第15条第32項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 8 <u>法附則第15条第32項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 9 <u>法附則第15条第32項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 10 <u>法附則第15条第37項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 11 (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第9条の2 (略) 2-4 (略) 5 <u>法附則第15条第33項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 6 <u>法附則第15条第33項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 7 <u>法附則第15条第33項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 8 <u>法附則第15条第33項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 9 <u>法附則第15条第33項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 10 <u>法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</u> 11 <u>法附則第15条第39項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 12 <u>法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u> 13 (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第9条の3 (略) 2-8 (略) 9 <u>法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> (1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u> (2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</u> (3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u> (4) <u>耐震改修が完了した年月日</u> (5) <u>耐震改修に要した費用</u> (6) <u>耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、</u>	第9条の3 2-8 (略)

3月以内に提出することができなかった理由

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

11 (略)

第10条—第19条 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第20条 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第18条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第21条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第18条第4項ただし書の規定の適用がある場合

9 (略)

第10条—第19条 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第20条 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第18条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第18条第1項及び第2項並びに第21条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(2) 第18条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

3 (略)

第21条—第27条 (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第27条の2 (略)

2 · 3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書（

市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ

。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第27条第1項の規定による申告書

(2) 第28条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第27条の3 (略)

2 · 3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の条約適用配当等申告書（ 市民

税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。

る旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第１号に掲げる申告書及び第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合にお

3 (略)

第21条—第27条 (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第27条の2 (略)

2 · 3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第27条第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出され

たもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第28条第1項に規定する確定申告

書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第27条の3 (略)

2 · 3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第27条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民

税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする

る旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

けるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第27条第1項の規定による申告書

(2) 第28条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 （略）

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第24条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第27条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書

にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第18条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

第28条 （略）

第29条—第31条 （略）

第32条 （略）

2 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第141条第2項中「又

5 （略）

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第24条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第27条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第27条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第18条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

第28条 （略）

（法附則第15条第36項の条例で定める割合）

第28条の2 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

第29条—第31条 （略）

第32条 （略）

2 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第141条第2項中「又

は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。 第33条（以下略）	は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。 第33条（以下略）
--	--

つくば市税条例（昭和62年つくば市条例第26号）新旧対照表

改正後	改正前
第1条－第17条（略） （所得割の課税標準） 第18条（略） 2・3（略） 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>特定配当等申告書（</u>市民税の納税通知書が送達される時までに提出された<u>次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ</u>。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（<u>特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。</u>）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。<u>ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u> (1) <u>第27条第1項の規定による申告書</u> (2) <u>第28条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u> 5（略） 6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>特定株式等譲渡所得金額申告書（</u>市民税の納税通知書が送達される時までに提出された<u>次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ</u>。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（<u>特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。</u>）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。<u>ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申</u>	第1条－第17条（略） （所得割の課税標準） 第18条（略） 2・3（略） 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>第27条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む。）</u>に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（<u>これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。</u>）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。 5（略） 6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>第27条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む。）</u>に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（<u>これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。</u>）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第27条第1項の規定による申告書

(2) 第28条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第19条—第24条（略）

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第24条の2 所得割の納税義務者が、第18条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第21条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3（略）

第25条—第43条（略）

（法人の市民税の申告納付）

第44条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には____、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には____、当該税

第19条—第24条（略）

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第24条の2 所得割の納税義務者が、第18条第4項の申告書

に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について法第2章第1節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第21条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3（略）

第25条—第43条（略）

（法人の市民税の申告納付）

第44条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定によつて提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合においては、当該税

金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第5項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により 納付しなければならない。

4 (略)

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) · (2) (略)

6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第47条第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第9項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第9項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第7条の規定を適用することができる。

7 法人税法第81条の22第1項の規定により 法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。次条第3項及び第47条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。次条第3項及び第47条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第47条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第47条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第47条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第7条の規定を適用することができる。

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）

第45条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により 納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 （略）

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されてお

7 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。次条第3項及び第47条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。次条第3項及び第47条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第47条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第47条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第47条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第7条の規定を適用することができる。

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）

第45条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合においては、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 （略）

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出 があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されてお

り、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があった_____ときに限る。）は、当該増額更正_____により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) (略)

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該増額更正_____の通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間

第46条—第66条 (略)

(固定資産税の課税標準)

第67条 (略)

2—7 (略)

8 法第349条の3及び第349条の3の4から第349条の5までの規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、法第349条の3及び第349条の3の4から第349条の5までに定める額とする。

9・10 (略)

第68条・第69条 (略)

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

第70条 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければ

り、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については_____、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る_____市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) (略)

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日まで

_____の期間

第46条—第66条 (略)

(固定資産税の課税標準)

第67条 (略)

2—7 (略)

8 法第349条の3、第349条の4又は第349条の5_____の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、法第349条の3、第349条の4又は第349条の5_____に定める額とする。

9・10 (略)

第68条・第69条 (略)

(施行規則第15条の3第2項_____の規定による補正の方法の申出)

第70条 施行規則第15条の3第2項_____の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければ

ならない。

(1)・(2) (略)

(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋_____に
_____に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第
3項までの規定による割合

(4) (略)

2 (略)

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の按分の申出)

第71条 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該
当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係
る固定資産税の按分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が
毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行
わなければならない。

(1)－(4) (略)

(5) 法第352条の2第1項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じ
て定めた割合及び当該割合の算定方法

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項にお
いて「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同
項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下第5号及び第4項において「特
定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規
定する被災年度（以下第3号及び第83条の2において「被災年度」という。）の
翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第83
条の2において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条
の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第83条の2において「避
難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年
（第83条の2において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該
被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経
過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、法第349条の3の3第1項に
規定する被災市街地復興推進地域（第83条の2において「被災市街地復興推進地
域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難
等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第83条の2にお
いて同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4

ならない。

(1)・(2) (略)

(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋の区分所有者全員の共
有に属する共用部分に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第
3項までの規定による割合

(4) (略)

2 (略)

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のあん分の申出)

第71条 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該
当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係
る固定資産税のあん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が
毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行
わなければならない。

(1)－(4) (略)

(5) 法第352条の2第1項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じ
て定めた割合及び当該割合の算定方法

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項にお
いて「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額のあん分の申出は、同
項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下第5号及び第4項において「特
定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規
定する被災年度（以下第3号及び第83条の2において「被災年度」という。）の
翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第83
条の2において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条
の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第83条の2において「避
難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年
（第83条の2において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該
被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経
過する日を賦課期日とする年度までの各年度_____

年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)－(5) (略)

(6) 法第352条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「同項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。

4 (略)

第72条－第83条 (略)

(被災住宅用地の申告)

第83条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる次項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)－(6) (略)

2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解

_____)の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)－(5) (略)

(6) 法第352条の2第3項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額のあん分の申出については、前項中「同項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。

4 (略)

第72条－第83条 (略)

(被災住宅用地の申告)

第83条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度_____

_____)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる次項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)－(6) (略)

2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解

除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。)の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。 第84条—第145条 (略) 附 則 第1条—第8条 (略) (読替規定) 第9条 法附則第15条から第15条の3の2まで 〃 の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第67条第8項中「又は第349条の5」とあるのは、「若しくは第349条の5又は法附則第15条から第15条の3の2まで 〃 」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第9条の2 (略) 2—4 (略) 5 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 6 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 7 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 8 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 9 法附則第15条第32項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 10 削除 11 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 12 削除 13 (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第9条の3 (略)	除日の属する年の1月1日以後3年 〃 を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分 〃 〃)の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。 第84条—第145条 (略) 附 則 第1条—第8条 (略) (読替規定) 第9条 法附則第15条、第15条の2又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第67条第8項中「又は第349条の5」とあるのは「若しくは第349条の5又は法附則第15条、第15条の2若しくは第15条の3」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第9条の2 (略) 2—4 (略) 5 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 6 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 7 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 8 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 9 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 10 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 11 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 12 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 13 (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第9条の3
---	---

2－8 （略）

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第●条第●項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 耐震改修が完了した年月日

(5) 耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第●項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第●項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

11 （略）

第10条－第19条 （略）

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第20条 （略）

2－8 （略）

9 （略）

第10条－第19条 （略）

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第20条 （略）

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第18条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第21条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第18条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第18条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

3 （略）

第21条—第27条 （略）

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第27条の2 （略）

2・3 （略）

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書（

_____市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ

_____。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第27条第1項の規定による申告書

(2) 第28条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第18条第4項に規定する申告書_____を提出した場合_____

_____に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第18条第1項及び第2項並びに第21条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

3 （略）

第21条—第27条 （略）

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第27条の2 （略）

2・3 （略）

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第27条第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第28条第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書_____にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第27条の3 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。))に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第27条第1項の規定による申告書

(2) 第28条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 (略)

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第24条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第27条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書

にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課され

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第27条の3 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第27条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものと及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 (略)

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第24条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第27条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第27条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものと及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)

であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課され

たとき、又は第18条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

第28条（略）

第28条の2 削除

第29条―第31条（略）

第32条（略）

2 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第141条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

第33条（以下略）

たとき、又は第18条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

第28条（略）

（法附則第15条第36項の条例で定める割合）

第28条の2 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

第29条―第31条（略）

第32条（略）

2 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第141条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

第33条（以下略）